

夫婦会員 会費割引制度の実施について

本年4月1日より、新規会員の加入を促進するため、夫婦で会員となっていた方について、年会費を割引する制度を実施することとしました。

既にご夫婦で会員となっている方のほか、会員となっている方の配偶者が入会された場合や新たに夫婦同時に入会された場合も適用となります(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係にある場合も含む)。

お得な割引額の詳細や申し込み方法は以下のとおりとなっています。ぜひ夫婦揃いで入会しましょう。

【制度の概要】

- 1 実施時期 令和3年4月1日から適用～翌年度以降も継続
- 2 割引額 通常、会員1名につき年会費2,000円のところ、夫婦で会員の場合はそれぞれ500円を割り引いて、夫婦2名合わせて3,000円とします。

	通常	制度適用後	割引額(差)
会員(夫)	2,000円	1,500円	△500円
会員(妻)	2,000円	1,500円	△500円
計	4,000円	3,000円	△1,000円

- 3 対象
 - ①既に夫婦で会員になっている場合
 - ②入会済みの会員の配偶者が新たに入会した場合
⇒既に1名分の会費を納入している場合は、追加で1,000円を支払ってもらう。
 - ③新たに夫婦同時に入会した場合

※1～3月の入会者は当該年度の会費は無料となっておりますので翌年度からの適用となります。
- 4 手続き方法 事務局に備え付けの「夫婦会員減額申出書」に、住所とお名前を記入し、事務局に提出してください。

令和 年 月 日

(あて先)公益社団法人
小樽市シルバー人材センター
理事長 様

会員住所

氏名

氏名

夫婦会員会費減額申出書

会費規程第2条第2項の規定に基づき、夫婦会員会費の減額の申し出をします。